備考

1　この表に掲げる業種は、次のとおりとする。

一　日本標準産業分類（平成二十五年総務省告示第四百五号）において分類された業種区分によるものとする。

二　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号。以下「適正化法」という。）第二条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に規定するものについては、一般大衆向けに主として食事の提供を行うもの（歓楽的雰囲気を伴うものを除く。）に限る。

三　適正化法第二条第一項第七号及び第八号（ゲームセンター（スロットマシン場を除く。）を除く。）、第六項から第十項までに規定する営業を除く。

2　指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間をいう。

○経済産業省告示第八十一号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、原子力発電施設等立地地域特別交付金交付規則の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年四月一日　　経済産業大臣　宮沢　洋一

原子力発電施設等立地地域特別交付金交付規則（平成十九年経済産業省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改める。

附　則

この告示は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

○経済産業省告示第八十二号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、原子力発電施設立地地域共生交付金交付規則の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年四月一日　　経済産業大臣　宮沢　洋一

原子力発電施設立地地域共生交付金交付規則の一部を改正する告示

原子力発電施設立地地域共生交付金交付規則（平成十九年経済産業省告示第百八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改める。

附　則

この告示は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

○国土交通省告示第四百九十四号

自動車輸送統計調査規則（昭和三十五年運輸省令第十五号）第六条の規定に基づき、平成二十二年国土交通省告示第九百五十一号（自動車輸送統計調査規則第六条に基づき、調査票の様式を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

第1号様式の1から第4号様式までを次のように改める。

調査票（第1号様式の1）

事業所コード：　　－　　－

第1号様式の1（第6条関係）

基幹統計調査
自動車輸送統計調査

秘

国土交通省

年　　月分

自動車輸送統計調査票
－貨物営業用－
（事業所票）

この統計調査について

統計法に基づく国の統計調査
です。調査票情報の秘密の保護
に万全を期します。

政府統計

1. この調査票は、自動車輸送統計を作るためにだけ使われ、取締りや徴税の資料として使われることは絶対にありません。
2. 別添の「調査票の記入のしかた」に従って、□枠の部分に記入してください。
3. この調査についてわからないことがあれば、問い合わせ先(0000-000-000)に問い合わせてください。

調査期間は　月　日(　)から　月　日(　)までの　日間です。

提出期限は　月　日(　)です。

報告者	住所	（〒　－　）
	事業所名	フリガナ
	記入者の所属及び氏名	
	電話番号	（　）